

平成23事業年度

JA太田市の経営概況

発行 平成24年6月

太田市農業協同組合

〒373-0032

群馬県 太田市 新野町320番1

TEL 0276-32-8211

FAX 0276-32-8201

目 次

ごあいさつ	1
1. 経営理念	1
2. 経営方針	2
3. 経営管理体制	2
4. 業 績	3
5. 農業振興活動	3
6. 地域貢献情報	3 ~ 4
7. リスク管理の体制	5
(1) リスク管理の基本方針	5
(2) リスク管理体制の内容	5
(3) 監査体制	5
8. 法令遵守（コンプライアンス）の体制	5
(1) 基本方針	5
(2) 法令遵守の体制	5 ~ 6
9. 金融ADR制度への対応	6
10. 自己資本の状況	6
11. 業務・商品サービスのご案内	7 ~ 15
【経営資料】	
I 決算の状況	16
1. 貸借対照表	16 ~ 17
2. 損益計算書	18 ~ 19
3. 注記表	20 ~ 35
4. 剰余金処分計算書	36
5. 部門別損益計算書	37
6. 財務諸表の正確性等にかかる確認	38
II 損益の状況	39
1. 最近5年間の主要な経営指標	39
2. 利益総括表	39
3. 資金運用収支の内訳	40
4. 受取・支払利息の増減額	40
III 事業の概況	41
1. 信用事業	41
(1) 貯 金	41
①種類別貯金平均残高	41
②固定・変動金利別定期貯金残高	41
(2) 貸 出 金	41
①種類別貸出金平均残高	41
②固定・変動金利別貸出金残高	41
③担保別貸出金残高	42
④担保別債務保証見返額残高	42
⑤業種別貸出金残高	42
⑥資金用途別貸出金残高	43
⑦主要な農業関係の貸出金残高	43 ~ 44
⑧リスク管理債権の残高	44
⑨金融再生法開示債権の保全状況	45

⑩元本補てん契約のある信託に係る貸出金のリスク管理債権の状況	4 5
⑪貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	4 5
⑫貸出金償却の額	4 5
(3) 為 替	4 5
(4) 有価証券	4 6
①種類別有価証券平均残高	4 6
②商品有価証券種類別平均残高	4 6
③有価証券残存期間別残高	4 6
(5) 有価証券の時価情報等	4 7
①有価証券の時価情報等	4 7
②金銭の信託の時価情報等	4 7
③デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引	4 7
2. 共済事業	4 8
(1) 長期共済新契約高・長期共済保有高	4 8
(2) 医療系共済の入院共済金額保有高	4 8
(3) 年金共済の年金保有高	4 8
(4) 短期共済新契約高	4 9
3. その他事業の実績等	5 0
(1) 購買事業品目別取扱実績	5 0
(2) 販売事業品目別取扱実績	5 0
(3) 農業倉庫収支内訳	5 0
(4) 指導事業収支内訳	5 1
IV 経営諸指標	5 2
1. 利 益 率	5 2
2. 貯貸率・貯証率	5 2
V 自己資本の充実の状況	5 3
1. 自己資本の構成に関する事項	5 3
2. 自己資本の充実度に関する事項	5 4 ~ 5 5
3. 信用リスクに関する事項	5 6 ~ 5 8
4. 信用リスク削減手法に関する事項	5 9
5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	5 9
6. 証券化エクスポージャーに関する事項	5 9
7. 出資等エクスポージャーに関する事項	6 0
8. 金利リスクに関する事項	6 1
【JAの概要】	
1. 組織機構図	6 2
2. 役員一覧	6 3
3. 組合員数	6 4
4. 組合員組織	6 4
5. 特定信用事業代理業者の状況	6 4
6. 地区一覧	6 5
7. 店舗一覧	6 5
8. 沿革・歩み	6 6 ~ 6 7

ごあいさつ

昨年の東日本大震災で被災された方には、心よりお見舞いを申し上げます。

わが国の農業・JAを取り巻く環境は、国際的な食料価格の高騰と中東におけるイランの核開発に端を発した原油更に世界的な貿易自由化の流れを受けたTPP（環太平洋経済連携協定）への交渉参加を首相が表明したことで農業を含めた日本の産業は大転換期を迎えています。そのような中、JAグループ群馬では3月15日、TPP交渉参加を阻止するための県ネットワーク集会をJAビルで開きました。集会では「TPPは国民の食と暮らし、命を危機に陥れるものであり、決して日本人の幸せにつながるものではない」と断固反対の意思を改めて表明するとともに国民的世論を味方にした広範な活動に取り組んでいくことを確認いたしました。

一方、わが国の農業は、生産者の高齢化や担い手不足と農地の減少による生産構造の脆弱化など大きな課題を抱えており、その対策として新規就農者への営農指導はもとより栽培講習会・申告記帳講習会等に今後も力を入れていきます。更に今年度は、園芸部門6名、米麦部門3名の営農相談員を設置し、担い手等農業者の支援と営農相談体制を確立いたします。

また、昨年2月に発生した未曾有の東日本大震災は、地域経済はもとより管内の組合員の生活にも甚大な影響を及ぼしました。それに対して組合では、震災による家屋の被害に対し、一千件を超える建物更生共済契約者に見舞金をお支払いし、更に被害の大きかった家屋にはJA共済の地震災害による共済金の支払いも行いました。

今回の地震に伴う原発事故による放射性物質の漏えいは、農業へも多大な影響を及ぼし、とりわけ農畜産物は、風評被害も相まって取引停止や価格低下、買い控えなどにより大打撃を受けました。これは一昨年の夏の異常気象による猛暑での米価格の下落に続き2年連続で販売価格が影響を受ける結果になりました。

他方、経営面では、昨年9月の農林中央金庫と群馬県信連が一部事業統合したことで、JAは、自己完結力が求められ、れ、組合員・利用者への更に良質な金融サービスの提供とJA経営の安定に寄与する強い信用事業の実現に向けた取り組みが必要とされます。加えて農機センター・給油所などは、全農一体化事業として経常収支の改善に努めておりますが、各種事業の伸び悩みによる事業総利益の減少には歯止めがかからず、事業管理費の削減にも鈍化傾向が見られ、しかも今後信用・共済事業の収益低下も危惧されていくことが懸念されます。このような状況下、当組合は農地有効活用の取組強化のため管内3地区の農事組合法人と担い手への支援を強化するとともに、農産物直売所を中心とした地産地消運動の展開と内部統制・内部監査機能の強化と不祥事未然防止のコンプライアンス態勢の強化を真摯に取り組んで参ります。

1. 経営理念

- JA太田市は自然を大切に食と緑と水を守り、食の安全と人の命を育む農業を守ります。
- JA太田市は地域農業を振興し、組合員の営農と生活の向上を図ります。
- JA太田市は地域社会と共生し、地域で信頼され頼りにされるJAを目指し、豊かな暮らしの実現と地域の発展に貢献します。
- JA太田市は、相互扶助を共通の理念として民主的運営と健全経営に努め、組合員・地域住民の視点で展開する事業・活動を実践します。

2. 経営方針

営農販売部（営農・販売）基本方針

1. 営農指導体制の強化・再編による担い手の育成、収益性の高い農産物の生産と作物別振興計画の作成
2. 環境と調和した農業の推進及び安全・安心な農産物の生産・供給と地産地消運動の展開
3. 税務相談活動の充実と生産組織の育成、活性化
4. 営農販売施設の充実強化と多様な販売戦略による消費者ニーズに対応した販売体制の確立

金融部（金融・資産管理・旅行）基本方針

1. ローンセンターを融資伸長及び収益基盤の核とし、信用事業利益を拡大
2. 家計メイン化の取り組み強化による個人資産の獲得及び職員教育による相談機能の充実とサービスの向上
3. 資産管理・旅行事業の体制強化及び組織の活用・他部署との連携、PR活動・情報収集による収益確保・利用者拡大

共済部基本方針

1. 組合員・利用者が満足するサービスの提供と推進力・窓口対応力を強化し、多様化するニーズに対応した「ひと・いえ・くるま」の総合保障の提案
2. 事務処理の改善強化及び適正・迅速な処理の実施とコンプライアンス意識の向上
3. 推進体制の見直しと職員教育による普及推進新体制の確立

経済部（経済・農機燃料）基本方針

1. 全農・営農販売を含めた経済事業一体化の組織強化による事業拡大
2. 農機・給油所を全農との一体化事業による収支改善とサービスの向上

総務部（総務・管理・葬祭・斎場管理受託）基本方針

1. 将来ビジョンの構築と組合員・地域住民への利用者満足の提供、地域貢献への取り組み
2. 人事労務管理の確立と職員教育の充実、及び資産の見直しによる経営の合理化と自己資本の充実
3. 先を見据えた事業体制の充実強化と、施設の効用を最大限に発揮する管理運営体制による事業拡大と収益確保

監査室基本方針

1. 組合の財産保全と経営能率に資するための内部監査体制の強化

3. 経営管理体制

当JAは農業者により組織された協同組合であり、正組合員の代表者で構成される「総代会」の決定事項を踏まえ、総代会において選出された理事により構成される「理事会」が業務執行を行なっています。また、総代会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行なっています。

組合の業務執行を行なう理事には、組合員の意思を広く反映させるために、各地区の正組合員の中から役員選任規程に基づき理事の登用を行なっています。また、女性会・青年部・農事支部協議会・各生産組織等から会議、座談会等を通じて意見の集約をしています。また、信用事業については専任担当の理事を置くとともに、農業協同組合法第30条に規定する常勤監事及び員外監事を設置し、ガバナンスの強化をはかっています。

4. 業 績

日本農業はギリシャ財務危機に端を発した円高・ユーロ安・ドル安が続き景気は低迷し、更に東日本大震災に起因した福島第一原子力発電所の事故により農産物の出荷停止や風評被害による価格低迷など平成23年度のJAの事業を取りまく環境は、依然厳しい状況が続いています。

このような中、組合が窓口となり組合員、利用者の損害賠償請求の取りまとめを行い382百万円余の補償金の受取りを代理しました。

一方、廃止した休泊給油所の跡地に休泊支所を新築し、12月12日にオープンし、組合員、地域住民の皆様に喜ばれています。また、今年度からは太田市農業振興公社より事業の移管をうけ農業支援センターとして水稻苗・野菜苗の供給、農作業の受託業務を行い組合員の皆様に利用していただきました。

また、営農・販売事業においては、栽培講習会の開催・生産者履歴記帳運動を展開し、消費者に安心・安全な農産物を提供しています。他方、戸別所得補償への取組や「野菜王国・ぐんま」の補助事業を取り入れた事業活動も実施しました。ただ、販売高は農産物の出荷停止・風評被害による価格の低迷により計画達成に至りませんでした。

信用事業につきましては、年金受給開始にあわせた年金相談会の開催やキャンペーンにより貯金高は83,613百万円余で計画を達成することが出来ました。特にローンセンターが中心となり住宅ローンを軸とした各種ローン・制度資金を利用していただきましたが、前半東日本大震災の影響で住宅ローンの需要が低く貸出金13,492百万円余で計画には届きませんでした。

共済事業につきましては、「3Q訪問活動」に取り組みJAを中心に保障点検を行い積極的に推進活動を展開しましたが満期・解約等が新契約を上回り共済保有高3,083億円余と前年実績より減少しました。

経済事業につきましては、平成22年4月より農機・給油所の全農との一体化経営が2年目を迎え、順調に推移しています。また、季節にあわせた展示会・売り出し等を開催し事業展開しましたが、東日本大震災の影響もありその他生産資材・耐久財の減少で購買品供給高の計画達成は出来ませんでした。

内部統制においては法令等を遵守する職場風土の構築を目指しコンプライアンス委員会を開催し、コンプライアンスプログラムに基づく実践に取り組みでまいりました。また、組合長に直属した監査室による内部監査、無通告監査を含め実施してまいりました。

この結果、信連の特別奨励金もあり事業利益・経常利益とも計画を上回ることが出来、当期剰余金201百万円余計上することができました。

組合員皆様のご協力に感謝申し上げますと共に今後一層のご理解ご協力お願い申し上げます。

5. 農業振興活動

安心・安全な農産物づくりのために営農指導を強化し、トレサビリティの充実と栽培技術の向上に努めております。取り組みとしては、米種子の温湯浸法による減農薬栽培や栽培日誌の作物ごとの記帳指導の徹底と作物ごとの栽培講習会・現地研修会・出荷反省会の開催により農薬の適正指導を行っています。

また、農業経営支援のために、「水田フル活用」を合言葉にして米麦栽培を振興し、担い手の育成・確保を図り、同時にネギ・ほうれん草・スイカ等をはじめとする各農産物の生産及び販売拡大を進め、農業所得の増大に努めております。

さらに食農教育の推進を強化するため、学校給食への太田市産ゴロピカリや野菜を供給すると共に幼稚園・小学校での田植え体験園を設置し、食料の大切さや農業への理解を深める活動を行っています。

6. 地域貢献情報

当組合は、太田市を事業区域として、農業者を中心とした地域住民の方々が組合員となって、相互扶助（互いに助け合い、お互いに発展していくこと）を共通の理念として運営される協同組織であり、地域農業の発展と活性化に資する地域金融機関です。

当組合は、地域の一員として、JAの総合事業の強みを発揮し、組合員をはじめとする利用者・地域住民・消費者に、安全で新鮮な農産物・ローン・共済・生活関連資材・生産資材など信頼され魅力ある商品やサービスの提供をはじめ、地域活動の実践、生活上のニーズへの対応や諸課題解決への取組み等、さまざまな事業活動を通じて、健康で安心して暮らせる豊かな地域社会づくりに貢献します。

農業は、国民の命を育む生命産業とされています。自然の恵みに感謝し、生産者や消費者はもちろん地域の皆さんにとってかけがえのない農業・農村をしっかりと次世代に残していきたいと考えており、JAとして次のような取り組みを行っています。

① 地産地消運動を核とした地域の活性化と農業祭の開催

地域住民に、各直売所・市内大型店へのインショップ等を通じて「安全・安心な地場農産物」を供給し、消費者と生産者の相互理解を深め、地域農業の活性化と安全で健康な暮らしの一助となります。

また、直売所を中心に地域の特産物、地元産米の収穫に合わせたイベントの開催と、地域住民・行政等と一体となった農業祭を開催し、農業理解と地産地消運動を展開しています。

② 地域に根ざした食農教育の展開

市内小学校、児童館、図書館へ子供向け農業雑誌「ちやぐりん」の配布と、小学生を対象としたカントリーエレベーター等への施設見学の受け入れ、学校給食への地場農産物の供給を通じて、次世代を担う児童等に対し農業への理解と食料自給の大切さや生命を慈しむ心を育てる食農教育を展開しています。

③ 学校給食への地場農産物の供給と各種品評会の開催による農業理解への取り組み

行政（農業政策課）等と連携し、市内34の学校へ米も含めた地場農産物の供給と、いちご・トマト・キュウリ・花卉等品評会の開催による市民への展示と即売会の実施により、地場農産物の消費拡大と地域農業への理解を図っています。

④ 生産資材の供給と指導・相談活動の拠点としてのアグリ資材館

生産資材（農薬・園芸資材・肥料）を専門に取り扱う店舗としてのアグリ資材館と東部資材センター、生産資材・生活資材を取り扱う藪塚資材センターを、組合員や地域住民への総合的な資材供給の場として、また、営農販売課と連携した営農指導・相談活動を推進する拠点として位置づけ、組合員や地域住民へのサービスの提供に努めています。

⑤ 情報提供活動

地域における農業への理解者づくりを目指し、農業の生産現場から地域の話まで幅広い情報発信を広報活動の元として、毎月のJAだよりの発行とホームページの充実により、組合員はもとより、若い世代を含む地域住民をも対象とした広報活動に取り組んでいます。

⑥ その他の取り組み

- ・ 組合員・地域住民を対象にした定期的な年金相談、ローン相談、アパート相談、税務相談会等の開催をしています。
- ・ 利用者ネットワーク化への取り組みとして「年金友の会」によるゲートボール、グラウンドゴルフ大会の開催や保養検診を実施しています。
- ・ 旧太田市内及び旧藪塚本町の全小学校の新入学児童へ交通安全の為にランドセルカバーを配布しています。
- ・ 旧太田市内及び旧藪塚本町の全小中学校の生徒・児童から「交通安全ポスター」や米についての作文、ポスターを募集し県収穫感謝祭へ展示しています。

7. リスク管理の体制

(1) リスク管理の基本方針

- ① 重要な運用方針の決定・・・年次運用方針等の重要な運用方針は、常勤理事と部長等で構成するALM委員会において協議し、この結論を踏まえて理会で決定する。
- ② 相互牽制機能の発揮・・・重要な運用方針の決定とその執行機能を分離し、相互に牽制しあうことにより十分なリスク管理を行う。具体的には、重要な意思決定はALM委員会、執行は金融課、リスク管理は総務・管理審査課が担当する。また、組合内で定期的な検査を行い、運用業務が適切に行われているかチェックする。
- ③ リスク情報の経営層への報告・・・金融課は、余裕金運用に関するリスク情報について定期的に総務・管理審査課へ報告する。総務・管理審査課は、その内容を評価・分析のうえ、ALM委員会へ報告する。ALM委員会は、協議結果を含めて、理事会・監事へ報告する。

(2) リスク管理体制の内容

- ① 理事会・監事・・・理事会は、ALM委員会からリスク情報の定期的もしくは随時の報告を受けこれを踏まえて余裕金運用にかかる方針を最終的に決定する。監事は、リスク情報の報告を受け、業務執行の的確性等をチェックする。
- ② ALM委員会・・・ALM委員会の位置づけは、組合の余裕金運用にかかる理事会に次ぐ意思決定機関とし、理事会で定める運用方針に基づき具体的な運用方針・計画に関する協議・決定を行う。目的は、ALM分析・方針、経済金融見通し、およびリスク情報の検討を踏まえ、有価証券等余裕金の具体的な運用方針・計画を協議・決定する。構成員は、組合長、副組合長、常務、総務・金融部長、担当課長等で構成する。組合長が召集し、原則四半期に一回開催する。(必要に応じて随時開催)

(3) 監査体制

組合内で定期的な内部監査を実施し、リスク管理手続に従って適切に業務運営がなされているかをチェックする。

- ① 内部監査の頻度・・・監査室において、年1回以上内部監査を実施する。
- ② 内部監査結果の報告、事後管理・・・内部監査結果は、組合長まで報告する。問題が発見された場合には、直ちに事後の改善策を講じ、組合長まで報告する。また、組合長は、内部監査結果を理事会へ報告する。

8. 法令遵守（コンプライアンス）の体制

(1) 基本方針

J Aは、農業者の相互扶助組織として、組合員の農業と生活全般にわたる各種の事業活動を通じてわが国農業の発展と地域経済・社会の発展に寄与するという社会的責任を負っています。

また、金融機関としてのJ Aは、その業務の公共性から信用を維持し、貯金者の保護を確保するとともに金融の円滑化のため、その業務の健全かつ適切な運営を確保するという公共的使命を担っています。J Aにおけるコンプライアンスの原点は、こうした社会的責任や公共的使命をよりよく果たせるようにすることであり、適用され得る法令はもとより社会的規範、監督規制、J Aにおける組織・経営方針・手続を確実に遵守し進めてまいります。

(2) 法令遵守の体制

J Aがそれぞれの責任において、各自の規模や組織風土等を勘案しつつ実効性が確保できるよう、自主的にその具体的な実践計画を策定してすすめると共に、経営トップ自らの責任として取り組み「企業倫理」の確立はもとより、コンプライアンス・プログラムの策定・実践に積極的に取り組みます。具体的には、次の通りです。

- ①啓発活動の実施
- ②コンプライアンス・マニュアル等の整備
- ③体制の整備・・・ア) 報告ルート of 明確化、イ) 相談窓口等の設置
 - ウ) コンプライアンス統括部署 of 設置および責任体制 of 明確化
 - エ) 本所各部署および各支所へのコンプライアンス担当者の配置
 - オ) 内部監査人による検証、カ) 罰則規定 of 整備
- ④リスク管理体制 of 充実・・・ア) 経営、イ) 信用、ウ) 事務、エ) システム、
 - オ) 市場関連、カ) 流通性 of 各リスク of 整備点検
- ⑤自己責任原則 of 徹底

9. 金融ADR制度への対応

① 苦情処理措置の内容

当JAでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所、JA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め苦情等の解決を図ります。

当JAの苦情等受付窓口

本所金融課	0276-32-8213	本所共済課	0276-32-8212
九合支所	0276-45-0411	菰川支所	0276-22-3237
沢野支所	0276-38-0456	鳥之郷支所	0276-22-3238
太田支所	0276-45-2195	強戸支所	0276-37-0511
宝泉支所	0276-32-0121	毛里田支所	0276-37-1011
休泊支所	0276-45-2241	藪塚本町支所	0277-78-2311

受付時間：午前9時～午後5時（金融機関の休業日を除く）

② 紛争解決措置の内容

当JAでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

・信用事業

埼玉県弁護士会示談あっせん・仲裁センター

①の窓口又は群馬県JAバンク相談所（電話：027-220-2030）にお申し出ください。

・共済事業

(社)日本共済協会 共済相談所（電話：03-5368-5757）

(財)自賠責保険・共済紛争処理機構（電話：本部 03-5296-5031）

(財)日弁連交通事故相談センター（電話：本部 03-3581-4724）

(財)交通事故紛争処理センター（電話：東京本部 03-3346-1756）

最寄りの連絡先については、上記又は①の窓口にお問い合わせください。

10. 自己資本の状況

□自己資本比率の状況

当組合では、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、平成24年2月末における自己資本比率は、12.30%となりました。

なお、平成18年度末より新たな基準に基づき自己資本比率を算出しております。

11. 業務・商品サービスのご案内

□ 信用事業

信用事業は、貯金、融資、為替などの金融サービスの提供を行っています。

信用事業における一層の「便利」と「安心」をお届けするため、JA・信連・農林中金が結集し、グループ全体のネットワークと総合力を生かし、「JAバンク」というひとつの金融機関として大きな力を発揮しています。

● 貯金業務

組合員はもちろん地域住民のみなさまからの貯金をお預かりしています。

普通貯金、当座貯金、定期貯金、定期積金などの各種貯金を目的・期間・金額にあわせてご利用いただけます。

みなさまにご利用いただける主な貯金取引は次のとおりです。

貯金商品（主なもの）

（平成24年2月29日現在）

種 類	内 容 ・ 特 徴	期 間	預入金額・単位等
総 合 口 座	①普通貯金に定期貯金をセットすることで、自動融資機能を持たせた大変便利な貯金口座です。 ②「受け取る・支払う・貯める・借りる」という機能を備えている個人のお客様専用の商品です。 ③期日指定定期貯金、スーパー定期、大口定期貯金、変動金利定期貯金がセットでき、残高の90%、最高300万円までの自動融資が受けられます。（セットする定期貯金は、自動継続に限られます。）	出し入れ自由。	ご融資利率は、セットされた定期貯金の利率プラス0.5%です。
普 通 貯 金	年金・給与などの自動受け取り、公共料金や税金などの自動支払いに便利です。また、キャッシュカードをご利用になると、一層便利です。	出し入れ自由。	お預け入れは、1円以上1円単位です。
決 済 用 貯 金 (普通貯金・総合口座無利息型決済用)	①要求払いであること、②決済サービスを提供できること、③無利息であることの3条件を満たした貯金で、貯金保険制度により全額保護されます。	出し入れ自由。	お預け入れは、1円以上1円単位です。 無利息です。
貯 蓄 貯 金	普通貯金と同じように出し入れできるうえ、預入残高に応じて利率が設定されます。 ただし、年金等の自動受け取り、公共料金等の自動支払いにはご利用いただけません。	出し入れ自由。	お預け入れは、1円以上1円単位です。
当 座 貯 金	小切手や手形によりお支払いできますので、ご商売をなさる方に便利です。	出し入れ自由。	お預け入れは、1円以上1円単位です。 無利息です。
納 税 準 備 貯 金	租税納付にご利用いただく貯金です。 利息に所得税はかかりませんが、租税納付以外の目的で払い戻した場合には、課税されます。 利率は、租税納付以外の目的で払い戻された場合には、普通貯金利率により計算されます。	入金自由ですが、 出金は原則として租税納付目的に限られます。	お預け入れは、1円以上1円単位です。
通 知 貯 金	ごく短期間の資金運用に便利です。 なお、お引き出しは2日前までにご連絡いただけます。	7日間以上の据置。	お預け入れは、5万円以上1円単位です。
期日指定定期貯金	①利息は1年複利で計算されますので有利です。 ②1年間の据置期間後はいつでもお引き出しいただけます。 ③個人のお客様専用の商品です。	最長3年。 (据置期間は1年)	お預け入れは、1円以上300万円未満で、1円単位です。

種 類	内 容 ・ 特 徴	期 間	預入金額・単位等	
スーパー定期	①期間は1か月から最長5年まで、お客様の資金用途に応じて安全・有利に運用できます。 ②3年・4年・5年ものは、有利な半年複利（個人のお客様専用）です。	○定型方式 1か月、3か月、6か月、1年、2年、3年、4年、5年、7年、10年 ○満期期日指定方式 1か月超3年未満	お預け入れは、1円以上1円単位です。 利率は、300万円以上と300万円未満で分かれています。	
大口定期貯金	1,000万円以上の大口資金の運用に有利で安全・確実な商品です。	○定型方式 1か月、3か月、6か月、1年、2年、3年、4年、5年、7年、10年 ○満期期日指定方式 1か月超5年未満	お預入れは、1,000万円以上1円単位です。	
変動金利定期貯金	①お預け入れ日の半年ごとに利率の見直しを行います。 ②3年ものは、有利な半年複利（個人のお客様専用）も選択できます。	2年、3年	お預け入れは、1円以上1円単位です。	
積立式定期貯金	いつでも窓口、ATMからお預けいただける積立式の定期貯金です。 ①エンドレス型 ②満期日指定型	①エンドレス型 制限はありません。 ②満期日指定型 1か月以上10年以下で満期日を指定。	①エンドレス型 1回あたり100円以上300万円未満です。 ②満期日指定型 1円以上1円単位です。	
定期積金	ご計画に合わせて毎月積み立てていく積金で、指定口座からの自動振替が便利です。 ①目標式 目標に合わせた積立額・期間を決定 ②定額式 毎月一定額をお積み立て	6か月以上、10年以内	お預け入れは、100円以上1円単位です。 年利回りは、3年以上と3年未満で分かれています。	
財 形 貯 金	○お勤めの方の財産形成貯金で、給料やボーナスからの天引きにより有利にお積み立てできます。 「財形住宅貯金」と「財形年金貯金」は合わせて元本550万円までのお利息が非課税扱いとなります。			
	財形住宅貯金	住宅の取得や増改築などを目的とした積立で、非課税が適用される大変有利な貯金です。 契約時に55歳未満であることが条件です。	○積立5年以上	お預け入れは、1,000円以上です。
	財形年金貯金	在職中に退職後のために積み立てし、60歳以降に年金方式（3か月ごと）でお受け取りできます。退職後も非課税が適用される大変有利な貯金です。 契約時に55歳未満であることが条件です。	○積立5年以上 ○据置6か月～5年 ○受取5年～20年	お預け入れは、1,000円以上です。
	一般財形貯金	貯蓄目的や積立額ともご自由で、お預け入れ後1年が経過すれば、いつでもお引き出しできます。	○積立3年以上	お預け入れは、1,000円以上です。

※取扱商品のそれぞれの適用利率につきましては、店頭に表示しています。

貯金保険制度のご案内

貯金保険制度とは、金融機関が万が一経営破綻に陥った場合、「貯金保険機構」が貯金者に対して一定限度の払戻しを保証し信用秩序を維持する制度です。

貯金等の保護の内容

貯金等の分類		保護の範囲
貯金保険の対象貯金等	当座貯金 普通貯金 別段貯金	決済用貯金(注1) (利息のつかない等の3要件を満たす貯金)
	定期貯金・貯蓄貯金・通知貯金・定期積金・農林債券(リツノーワイド等の保護預り専用商品)等(注2)	一般貯金等 (決済用貯金以外の貯金)
対象外貯金等	外貨貯金、譲渡性貯金、農林債券(フリノー、リツノーの保護預り専用商品以外の商品)等	保護対象外 (破綻農水産業協同組合の財産の状況に応じて支払われます。一部カットされることがあります。)

(注1) 「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3要件を満たすものです。

(注2) このほか、納税準備貯金、貯金保険の対象貯金を用いた積立・財形貯蓄商品が該当します。

(注3) 定期積金の給付補てん金も利息と同様保護されます。

● 融資業務

組合員への融資をはじめ、地域住民のみなさまの暮らしや、農業者・事業者のみなさまの事業に必要な資金を融資しています。

また、地方公共団体、農業関連産業などへもご融資し、地域経済の向上・発展に貢献しています。

さらに、日本政策金融公庫(農林水産事業、国民生活事業)、住宅金融支援機構等の融資の申し込みのお取次ぎもしています。

一般資金等ご融資(主なもの)

(平成24年2月29日現在)

	ご利用いただける先	お使いみち	ご融資期間	ご返済方法	担保・保証	利率
一般資金	地区内にお住まいの個人や、事業所をお持ちで事業を営まれている一般企業等の皆さま方となります。	さまざまな資金にご利用いただけます。 (一定の審査をいたします。)	短期資金から長期資金まで、お使いみちに応じてご利用いただけます。	一括返済と分割返済の2種類があり、また、長期資金は、必要に応じ据置期間を設けています。	ご相談のうえ決めさせていただきます。また、必要に応じ、群馬県農業信用基金協会の保証もご利用いただけます。	お使いみちやご融資期間に応じ、ご相談のうえ決めさせていただきます。
制度資金	農業近代化資金、中山間地域活性化資金、総合農政推進資金などをお取り扱いしております。					

※このほかにも、各種の資金をご用意しておりますので、詳しくは窓口へお尋ねください。

ローン商品 (主なもの)

(平成24年2月29日現在)

	ご利用いただける先	お使いみち	ご融資額	ご融資期間	ご返済方法	保証	利率
住宅ローン	20歳以上66歳未満で、最終返済時の年齢が80歳未満でJA組合員の方となります。	住宅の新築・購入、増改築、付帯施設の設置、宅地の購入、住宅ローンの借換などにご利用いただけます。	10万円～5,000万円(借換応援型は4,000万円以内)(10万円単位)	3年～35年(借換応援型は32年以内(ただし、借換対象ローンの残存期間内))	元金均等または元利均等返済 ①毎月返済 ②ボーナス併用返済	県農業信用基金協会または協同住宅ローン(株)の保証	変動金利・固定金利があります。固定金利選択型として、はじめに大きなとくとくプランとずっと同じとくとくプランがあります。
教育ローン	20歳以上、最終返済時の年齢が71歳未満で、教育施設(国の教育ローンの対象校)に就学予定又は就学中の子を持つJAの組合員の方となります。	入学金・授業料・家賃などの就学に必要な一切の資金にご利用いただけます。	10万円～500万円(1万円単位)	13年6か月以内(融資期間は在学期間+7年6か月以内。うち据置期間は卒業予定年数+6か月以内)	元利均等返済 ①毎月返済 ②ボーナス併用毎月返済	県農業信用基金協会	①変動金利 ②固定金利
フリーローン	18歳以上で、最終返済時の年齢が71歳未満でJAの組合員の方となります。 20歳以上で、最終返済時の年齢が70歳未満の方となります。	自由にご利用できます。ただし、他の借入れの返済や、事業資金は除きます。	10万円～300万円(1万円単位)	6か月～5年1か月(うち据置期間は1か月以内) 6か月～5年(据置期間は1か月以内)	元利均等返済 ①毎月返済 ②ボーナス併用毎月返済	県農業信用基金協会 三菱UFJニコス(株)	①変動金利 ②固定金利
マイカーローン	18歳以上で、最終返済時の年齢が71歳未満でJAの組合員の方となります。 20歳以上で、最終返済時の年齢が70歳未満の方となります。	お車、バイクのご購入等にご利用いただけます。	10万円～500万円(1万円単位)	6か月～7年1か月(うち据置期間は1か月以内) 6か月～7年(据置期間は1か月以内)	元利均等返済 ①毎月返済 ②ボーナス併用毎月返済	県農業信用基金協会 三菱UFJニコス(株)	①変動金利 ②固定金利
クローパローン	20歳以上で、最終返済時に70歳未満のJAの正組合員の方となります。	ご自由です。(ただし未払掛金、未払金、負債整理資金の返済にはご利用いただけません。)	10万円～300万円(1万円単位)	5年6か月以内(うち据置期間は6か月以内)	元利均等返済 ①毎月返済 ②ボーナス併用返済 ③年2回返済	県農業信用基金協会	①変動金利 ②固定金利
カードローン(約定返済型)	20歳以上で、最終返済時の年齢が70歳未満のJAの組合員の方となります。 20歳以上で、最終返済時の年齢が70歳未満の方となります。(主婦、パートの方も対象となります。)	ご自由です。	10万円～50万円(10万円単位)	2年(自動更新) 1年(自動更新)	①毎月返済 ②ボーナス併用返済 ③カードローン口座にご入金いただければ自動的に返済されます。	県農業信用基金協会 三菱UFJニコス(株)	変動金利

※1. 適用利率につきましては、変動型と固定型からお選びいただく場合や、これまでのお取引状況によって減免される場合がありますので、窓口にお尋ね下さい。

2. お申し込みいただく際に、身分証明や所得証明などの書類が必要となります。また、当組合で審査したのち、それぞれご希望保証会社等がさらに審査いたします。

3. 住宅ローンでは、建物および敷地に(根)抵当権を設定させていただきます。

また、建物には火災共済(保険)を付けていただき、これに質権を設定させていただきます。

公庫等の受託資金（主なもの）

（平成24年2月29日現在）

金融機関名	資 金 名
日本政策金融公庫 （農林水産事業）	農業基盤整備資金、担い手育成農地集積資金、振興山村・過疎地域経営改善資金、農林漁業施設資金、農業経営基盤強化資金、食品流通改善資金、中山間地域活性化資金、特定農産加工資金、新規用途事業等資金、農業経営維持安定資金、経営体育成強化資金、農林漁業セーフティ資金
日本政策金融公庫 （国民生活事業）	教育資金

※このほかにも多数の資金を取り扱っておりますので、詳しくは窓口にお尋ねください。

● 為替業務

全国のJA・信連・農林中金はじめ、ゆうちょ銀行を含む全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当組合の窓口をとおして全国のどこの金融機関へでも送金や手形・小切手等の取立が安全・確実・迅速にできる内国為替をお取り扱いしています。

● 国債窓口販売

個人向け国債（5年固定利付債、10年変動利付債）、新窓販国債（2、5、10年利付国債）の窓口販売の取扱いをしています。

● サービス・その他

全国共通のシステムを利用して、年金等の自動受け取り、各種料金の自動支払い、さらに全国のJAのATMでの入出金、他金融機関等との提携によるATM出金などさまざまなサービスに努めています。JAバンクのキャッシュカードをJAのATMでご利用いただいた場合は手数料がかかりません。

また、サービスの安全性向上のため、ICキャッシュカードの発行拡大に取り組んでいます。

サービス・その他商品（主なもの）

（平成24年2月29日現在）

項 目	サ ー ビ ス 内 容
JAキャッシュサービス※	キャッシュカードを利用して、全国のJA・信連・農林中金をはじめ、都市銀行、地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、信用組合、ゆうちょ銀行のCD・ATMおよびコンビニATMで、現金のお引き出しや残高照会ができます。また、全国のJA・信連およびセブン銀行、ゆうちょ銀行のATMで、ご入金も可能です。
ICキャッシュカード	偽造や不正な読み取りが困難なICチップを搭載することにより、安全性を強化したキャッシュカードです。
J A カ ー ド	JAカードは、ICチップを搭載したクレジットカードです。お買い物、ご旅行、お食事など、サインひとつでご利用いただけます。 また、ICキャッシュカードとJAカードの機能が1枚になった、便利な一体型カードもあります。
J A ネットバンク	JAの窓口やATMに出向くことなく、インターネットに接続可能なパソコン、携帯電話を利用して、貯金の残高や入出金明細をはじめ、振込・振替や各種料金の払込み（マルチペイメント等）の取引がお気軽にご利用いただけます。
デビットカード	ジェイ・デビット（J-Debit）の加盟店でお買い物・後飲食などをする際、その代金をキャッシュカードで支払う決済方法です。
給与振込サービス	給与・ボーナスがご指定いただいた貯金口座に自動的に振り込まれます。
年金自動受取サービス	国民年金・厚生年金など各種年金が、ご指定いただいた貯金口座に自動的に振り込まれます。
自動支払サービス	電気料・電話料・水道料・ガス料金、NHK放送受信料の公共料金のほか、税金、高校授業料などを、ご指定の貯金口座から自動的にお支払いいたします。

※ 当組合を含む県内JA・信連の休日におけるATMの取扱いについては、一部ご利用できない場合もありますので、あらかじめ、お取扱い窓口でご確認ください。

● 主な手数料一覧

本表は、各種の商品・サービスにかかる手数料（消費税5%相当額を含む）を掲載しています。

(1) ATM利用手数料（1件につき）

※JAバンクのATMを利用する場合

(平成24年2月29日現在)

利用カード	利用時間	全国JA発行のキャッシュカード		提携金融機関のキャッシュカード (三菱東京UFJ銀行を除く)	三菱東京UFJ銀行のキャッシュカード	クレジットカード (自動キャッシング)
		出金	入金	出金	出金	出金
平日	8:00～8:45	無料	無料	210円	105円	105円
	8:45～18:00			105円	無料	無料
	18:00～21:00			210円	105円	105円
土曜日	9:00～14:00			105円	105円	無料
	14:00～17:00			210円	105円	105円
日曜日 祝日	9:00～17:00					210円

(2) 為替関係手数料（1件につき）

(平成24年2月29日現在)

区分	取扱内容	金額	窓口利用	ATM利用	ネットバンク		
振込手数料	系統宛	同一店内	3万円未満	無料	105円	無料	
			3万円以上(組合員)	無料	210円	無料	
			3万円以上(員外)	210円	210円	無料	
		県内JA	1万円未満	315円	105円	105円	
			1万円～3万円未満	420円	105円	105円	
			3万円以上	630円	315円	210円	
			県外系統宛	1万円未満	315円	105円	210円
				1万円～3万円未満	420円	315円	105円
				3万円以上	630円	420円	210円
	他行宛	電信扱い	1万円未満	420円	420円	210円	
			1万円～3万円未満	525円	420円	210円	
			3万円以上	735円	630円	420円	
		文書扱い	1万円未満	315円	—	—	
			1万円～3万円未満	420円	—	—	
			3万円以上	630円	—	—	

区分	取扱内容	手数料
送金手数料	県内外系統宛	420円
	他行宛(普通)	630円
	他行宛(電信)	840円
代金取立手数料 (隔地間)	県内外系統宛	210円
	他行普通扱い	630円
	他行至急扱い	840円

区分	取扱内容	手数料
その他 諸手数料	送金・振込組戻料	630円
	不渡手形返却料	630円
	取立手形組戻料	630円
	取立手形店頭呈示料	※ 630円

※ただし、630円を超える実費を要する場合は実費

(3) 諸手数料

(平成24年2月29日現在)

取扱内容	基準	手数料
貯金残高証明書発行手数料	1通あたり	210円
通帳・証書再発行手数料	1冊(枚)あたり	525円
ICキャッシュカード再発行手数料	1枚あたり	1,050円
カード再発行手数料	1枚あたり	630円
取引履歴出力	1回あたり	525円
小切手帳交付手数料	1冊あたり	315円
自己宛小切手交付手数料	1枚あたり	420円
約束手形帳交付手数料	1冊あたり	420円
口座振替手数料(契約に基づくもの)	1件あたり	円
国債口座管理手数料	1口座あたり(月額)	無料
JAネットバンク基本手数料※	1契約あたり(月額)	無料
個人情報開示事務手数料	1件あたり	1,000円+実費

(4) 両替手数料

(1件につき)

取扱枚数	手数料
1～100枚	無料
～1,000枚	315円
～2,000枚	630円
～3,000枚	945円
3,001枚以上	※

※945円+1,000枚毎に315円を追加

□ 共済事業

J A共済は、「一人は万人のために、万人は一人のために」という相互扶助の精神に基づき、J A共済事業を行っています。

共済事業は、万一の病気や事故、災害等に備えて、組合員が協同して保障と損害の回復をはかり、生活の安定を目指そうとするものです。本来、組合員である農家への保障を目的とした共済ですが、現在では、どなたでもご加入することができ、ご利用しやすい仕組みと種類をご用意いたしております。

また、J Aの共済事業は、一般の生命保険と損害保険の両分野の機能を併せ持っており、共済種類につきましても、万一の病気・入院・死亡に対する保障はもちろん、火災・自然災害・自動車事故による損害の保障、さらに教育・結婚資金や老後の生活保障など、幅広い保障や資金づくりができる内容となっており、「ひと・いえ・くるま」の総合保障を提供しています。

■長期共済（共済期間が5年以上の契約）

- 終身共済……………万一のときはもちろん、医療共済とセット加入により病気やケガなどへの備えも自由に設計できる確かな生涯保障プランです。
- 養老生命共済………万一のときの保障と、将来の資金づくりを両立させたプランです。医療共済とセット加入により病気やケガなども幅広く保障します。
- 一時払生存型養老生命共済
……………将来の資金づくりと同時に、万一のときの保障も確保できるプランです。医師の審査なしの簡単な手続きでご加入できます。
- がん共済……………がんと闘うための安心を一生にわたって手厚く保障します。すべてのがんのほか、脳腫瘍も対象としています。
- 医療共済……………病気やケガによる入院・手術を一生にわたって手厚く保障します。日帰り入院から1回の入院365日、200日または120日まで幅広く保障します。また、選択により先進医療を保障することや、特例でがん入院の保障を手厚くしたり、特約で一定期間の万一のときの保障を確保することもできます。
- 引受緩和型定期医療共済
……………健康状態などからご加入できなかつた方でも、簡単な告知でご加入いただける医療保障です。持病の悪化・再発による入院・手術の場合も保障します。
- 子ども共済……………お子さまの入学資金や結婚・独立資金の準備に最適なプランです。共済契約者（親）が万一のときは、満期まで毎年養育年金をお受け取りになれるプランもあります。
- 予定利率変動型年金共済
……………老後の生活資金準備のためのプランです。医師の診査なしの簡単な手続きでご加入できます。また、最低保証予定利率が設定されていますので安心です。
- 積立型終身共済………終身共済よりも手頃な共済掛金の生涯保障プランです。健康上の理由でほかの共済・保険にご加入できなかつた方も、一定の範囲で医師の診査なしの簡単な手続きでご加入できます。
- 満期専用入院保障付終身共済
……………養老生命共済の満期を迎える共済契約者向けの終身共済プランです。万一のときの生涯保障と入院・手術保障がセットされています。
- 建物更生共済………火災はもちろん、地震や台風などの自然災害も幅広く保障します。また、満期共済金は、建物の新築・増改築や家財の買替資金としてご利用いただけます。

■短期共済（共済期間が5年未満の契約）

- 自動車共済……………相手方への対人・対物賠償保障をはじめ、ご自身・ご家族などの傷害保障、車両保障など、万一の自動車事故を幅広く保障します。
- 自賠責共済……………法律ですべての自動車に加入が義務付けられている、人身事故の被害者保護のための保障です。
- 傷害共済……………日常のさまざまな災害による万一のときや負傷を保障します。
- 火災共済……………住まいの火災損害を保障します。

□ 購買事業

購買事業は、肥料や農薬など農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、それを組合員に供給する事業です。

この事業は、計画的な大量購入によって、安い価格で仕入れ、流通経費を節約して、組合員に安くて安全でよい品物を供給しようというものです。これをすすめるために購買事業では、予約注文・現金決済の方式をとっています。

この方式は、組合員の生活物資・生産資材の購入にあたって、前もってJAに注文しておき、JAはそれをまとめてJA全農に発注し、JA全農はこの大量予約注文を背景にメーカーと交渉して安く仕入れるというものです。そして、JA・組合員はその供給を受けると原則として同時に現金で支払い、流通経費のムダをはぶこうというものです。

購買事業の取扱い品目は多種にわたり、特に、生活関係の取扱いでは、プロパンガスや灯油などの燃料関係から食料品、衣料品の供給、葬祭業務なども取り扱っています。

□ 販売事業

販売事業の目的は、組合員の生産した農畜産物などを共同で販売することで、より高い収入が得られるようにしていくことです。

農畜産物の流通は、一般的に、生産者→JA→卸売市場→小売店→消費者という流れになっています。そして、農畜産物の価格は、卸売市場の需要と供給との関係で決まるわけですが、農畜産物は天候に左右されること、季節的な生産であること、さらに多くの農家が有利な作物を求めて競争し合い、物によっては過剰となり、産地間競争が激しくなって農畜産物価格を引き下げてしまう場合もしばしばあります。

この農畜産物価格の不安定を正し、計画的な出荷によって市場で有利な販売を実現しようとするのが、JAの販売事業です。

この目的を達成するためJAグループでは、無条件委託・実費手数料・共同計算・全利用方式というほかの企業にないJA独自の方式を主要な農畜産物について実施しています。

さらに、JAの販売事業は、消費者のみなさんのニーズに応じた新鮮で安全な農畜産物を安定的に供給できるよう生産・販売体制の強化に取り組んでいます。また、地元でとれた農畜産物を地域のみなさんに提供するため直売などの事業についても積極的に取り組んでいます。

□ 指導事業

指導事業は、営農指導事業と生活指導事業に大別されます。これらは、組合員の営農や生活活動がより効果的に行われることを目的に行っています。直接収益を生み出すという事業ではありませんが、販売・購買・信用・共済などの事業のカナメとして取り組んでいます。

● 営農指導事業

営農指導事業は、組合員の営農を指導し、その改善をはかっていく重要な事業です。

JAの営農指導は、たんに技術指導を行うのではなく、組合員の農業経営全般について指導し、地域営農集団の育成など、協同して合理的な農業経営を確立するよう働きかけていくものです。つまり、生産から流通までの仕組みをJAの総合的な力で指導援助することによって、個々の農家では難しい所得の増大を実現していこうというものです。

● 生活指導事業

生活指導は、組合員の生活全般について指導し、組合員や地域社会の生活改善をはかっていくものです。

その範囲は、消費生活、健康、文化、娯楽など幅広い活動に及びます。具体的には、健康管理活動や相談活動、家計簿記帳や料理教室、農畜産物の自給運動、生鮮食料品などの共同購入、レクリエーション活動、さらに、地域における助けあい活動などに取り組んでいます。

□ 資産管理事業

資産管理事業は、組合員が土地を手放すことなく、土地の農業的利用や都市的利用を実現し、農と住の調和したまちづくりを目指すさまざまな事業をJAのリーダーシップで順次展開していくものです。

資産管理事業をJAでは宅地等供給事業として行っています。これはJAが事業の対象である組合員の転用相当農地等（農業以外の目的のために使用される農地）の所有権その他使用収益権を取得するか否かによって次の三つに分けられます。

- 1 JAが使用収益権を取得しないで、組合員から委託を受けて、転用相当農地等の売渡または貸付け（住宅その他の施設を建設してするその土地または施設の売渡し・貸付けを含む）、区画形質の変更をする事業
- 2 JAが借地権を取得して、組合員から借入れ、その転用相当農地等の売渡または貸付ける（その土地の区画形質を変更し、または住宅その他の施設を建設してするその土地または施設の売渡し・貸付けを含む）事業
- 3 JAが所有権を取得して、組合員から買入れ、その転用相当農地等を売渡または貸付ける（その土地の区画形質を変更し、または住宅その他の施設を建設してするその土地または施設の売渡し・貸付けを含む）事業

□ その他の事業

その他にもJAでは、農家の営農や地域住民の生活のすべての面にかかわるさまざまな事業を行っています。

主なものをあげると次のとおりです。

● 旅行事業

（株）農協観光との業務提携により組合員はもちろん地域住民のみなさんに対する国内旅行、海外旅行の企画、（株）農協観光主催旅行商品の紹介、斡旋を行っています。

● 利用事業

JAでは、組合員の営農または生活に必要な共同利用施設を設置し、組合員に利用してもらっています。

● 農産物直売所

地元で生産された米及び新鮮野菜を安価で販売し、地域の皆様にご利用いただいております。

● 農業支援センター

水稲種子温湯消毒、水稲苗育苗・野菜苗育苗供給、農作業受託、太田市農村環境センター業務委託管理を行っています。

● 葬祭事業

組合員をはじめ地域住民の方々からより信頼される事業となるよう「安心と真心のサービス」を提供していきます。

● 斎場管理受託事業

斎場管理業務の健全運営と各葬祭業者とのれんけいを取り利用者のニーズに応えられる事業運営を展開し、より一層施設利用の向上に努めます。

【経営資料】

I 決算の状況

1. 貸借対照表

(単位：千円)

科 目	資 産	
	平成 22 年度 (平成 23 年 2 月 28 日現在)	平成 23 年度 (平成 24 年 2 月 29 日現在)
(資産の部)		
1. 信用事業資産	84,188,330	81,923,444
(1) 現 金	189,358	278,773
(2) 預 金	67,986,420	64,802,166
系統預金	67,977,901	64,796,300
系統外預金	8,518	5,866
(3) 有価証券	3,105,527	2,968,863
国 債	257,635	1,422,468
地 方 債	—	—
政府保証債	499,079	499,648
金 融 債	2,248,812	1,046,746
社 債	100,000	—
(4) 貸 出 金	12,596,711	13,492,637
(5) その他の信用事業資産	368,488	439,381
未収収益	338,623	410,812
その他の資産	29,865	28,569
(6) 貸倒引当金	△ 58,176	△ 58,377
2. 共済事業資産	84,418	85,359
(1) 共済貸付金	83,207	84,127
(2) 共済未収利息	1,222	1,245
(3) 貸倒引当金	△ 11	△ 13
3. 経済事業資産	482,706	486,702
(1) 経済事業未収金	322,008	289,535
(2) 経済受託債権	42,981	67,119
(3) 棚卸資産	82,210	94,007
購 買 品	70,520	82,232
その他の棚卸資産	11,690	11,775
(4) リース投資資産	41,816	44,294
(5) その他の経済事業資産	35,741	37,478
(6) 貸倒引当金	△ 42,051	△ 45,731
4. 雑 資 産	199,856	108,105
5. 固定資産	2,004,053	2,035,075
(1) 有形固定資産	1,995,197	2,028,075
建 物	1,671,128	1,718,706
機 械 装 置	548,914	525,011
土 地	1,020,194	1,022,284
建設仮勘定	—	15,144
その他の有形固定資産	805,028	770,885
減価償却累計額	△ 2,050,069	△ 2,023,956
(2) 無形固定資産	8,856	6,998
その他の無形固定資産	8,856	6,998
6. 外部出資	1,599,041	4,708,385
(1) 外部出資	1,599,041	4,708,385
系統出資	1,452,212	4,556,207
系統外出資	138,829	144,178
子会社等出資	8,000	8,000
7. 繰延税金資産	85,038	72,421
資 産 の 部 合 計	88,643,445	89,419,491

(単位：千円)

負債及び純資産		
科 目	平成 22 年度	平成 23 年度
(負債の部)		
1. 信用事業負債	83,190,887	83,849,620
(1) 貯 金	82,900,559	83,613,442
(2) 借 入 金	25,563	14,904
(3) その他の信用事業負債	264,764	221,272
未払費用	89,171	58,549
その他の負債	175,592	162,723
2. 共済事業負債	462,341	475,170
(1) 共済借入金	82,597	83,517
(2) 共済資金	172,553	196,589
(3) 共済未払利息	1,220	1,245
(4) 未経過共済付加収入	205,448	193,343
(5) 共済未払費用	521	475
3. 経済事業負債	514,728	557,011
(1) 経済事業未払金	194,544	221,717
(2) 経済受託債務	276,902	280,670
(3) その他の経済事業負債	43,281	54,624
4. 雑 負 債	319,174	273,345
(1) 未払法人税等	101,203	58,827
(2) その他の負債	217,971	214,517
5. 諸引当金	713,733	620,422
(1) 賞与引当金	38,873	41,234
(2) 退職給付引当金	673,497	577,978
(3) 睡眠貯金払戻損失引当金	1,363	1,208
負債の部合計	85,200,866	85,775,570
(純資産の部)		
1. 組合員資本	3,433,623	3,622,633
(1) 出資金	1,155,573	1,158,313
(2) 資本準備金	340	340
(3) 利益剰余金	2,289,049	2,476,595
利益準備金	1,243,380	1,593,380
その他利益剰余金	1,045,668	883,215
特別積立金	163,613	163,613
信用事業基礎強化積立金	11,000	11,000
かとり施設整備積立金	140,000	160,000
施設整備積立金	200,000	200,000
リスク管理強化積立金	100,000	100,000
当期末処分剰余金	431,054	248,601
(うち当期剰余金)	354,266	201,221
(4) 処分未済持分	△ 11,338	△ 12,615
2. 評価・換算差額等	8,954	21,287
(1) その他有価証券評価差額金	8,954	21,287
純資産の部合計	3,442,578	3,643,921
負債及び純資産の部合計	88,643,445	89,419,491

2. 損益計算書

(単位：千円)

科 目	平成22年度 (平成22年3月1日～平成23年2月28日)			平成23年度 (平成23年3月1日～平成24年2月29日)		
1. 事業総利益			1,776,907			1,748,749
(1) 信用事業収益		861,933			836,432	
資金運用収益	830,592			802,948		
(うち預金利息)	(501,779)			(131,403)		
(うち有価証券利息)	(45,240)			(35,994)		
(うち貸出金利息)	(240,797)			(242,780)		
(うちその他受入利息)	(42,775)			(392,770)		
役務取引等収益	14,549			14,293		
その他経常収益	16,791			19,190		
(2) 信用事業費用		179,707			135,350	
資金調達費用	92,642			53,433		
(うち貯金利息)	(87,249)			(49,264)		
(うち給付補てん備金繰入)	(2,599)			(1,425)		
(うち借入金利息)	()			(759)		
(うちその他支払利息)	(2,792)			(1,983)		
役務取引等費用	6,187			6,536		
その他経常費用	80,877			75,380		
(うち貸倒引当金繰入額)	()			(4,519)		
(うち貸出金償却)	()			(90)		
信用事業総利益			682,226			701,081
(3) 共済事業収益		586,235			551,145	
共済付加収入	574,422			535,475		
共済貸付金利息	2,606			2,606		
その他の収益	9,206			13,064		
(4) 共済事業費用		49,762			47,921	
共済借入金利息	2,610			2,607		
共済推進費	34,573			32,301		
共済保全費	4,407			5,131		
その他の費用	8,171			7,879		
(うち貸倒引当金繰入額)				2		
共済事業総利益			536,472			503,224
(5) 購買事業収益		1,778,218			1,205,038	
購買品供給高	1,763,585			1,195,076		
修理サービス料	1,161					
その他の収益	13,472			9,961		
(6) 購買事業費用		1,566,853			1,082,624	
購買品供給原価	1,500,637			1,016,271		
その他の費用	66,216			66,352		
(うち貸倒引当金繰入額)	(1,172)			(4,301)		
購買事業総利益			211,364			122,414
(7) 販売事業収益		140,931			194,548	
販売手数料	126,783			182,430		
その他の収益	14,147			12,118		
(8) 販売事業費用		21,147			16,343	
その他の費用	21,147			16,343		
販売事業総利益			119,783			178,205
(9) 農業倉庫事業収益		14,166			10,448	
(10) 農業倉庫事業費用		2,922			1,680	
農業倉庫事業総利益			11,244			8,767
(11) カントリー事業収益		78,402			90,298	
(12) カントリー事業費用		31,515			36,862	
カントリー事業総利益			46,886			53,435
(13) ネギ施設事業収益		28,206			35,278	
(14) ネギ施設事業費用		9,949			14,015	
(うち貸倒引当金繰入)		()		(759)		
利用事業総利益			18,257			21,262
(15) 利用事業収益		43,001			47,280	
(16) 利用事業費用		17,349			25,837	
利用事業総利益			25,652			21,442

(単位：千円)

科 目	平成 22 年度 (平成22年3月1日～平成23年2月28日)		平成 23 年度 (平成23年3月1日～平成24年2月29日)	
(17) 葬祭事業事業収益		347,703		326,919
(18) 葬祭事業費用		236,807		224,397
葬祭事業総利益			110,895	102,522
(19) 斎場管理事業収益		82,641		82,075
(20) 斎場管理受託事業費用		64,724		64,398
斎場管理受託事業総利益			17,917	17,677
(21) 農業支援センター事業収益				49,315
(22) 農業支援センター事業費用				24,713
農業支援センター事業総利益				24,602
(23) 資産管理事業収益		21,424		11,601
(24) 資産管理事業費用		599		834
資産管理事業総利益			20,825	10,766
(25) 旅行事業収益		5,323		4,247
(26) 旅行事業費用		130		85
旅行事業総利益			5,192	4,161
(27) 指導事業収入		6,529		6,289
(28) 指導事業支出		36,788		27,490
指導事業収支差額			△ 30,259	△ 21,201
(29) 特別会計収益		446		385
(30) 特別会計費用				
特別会計利益			446	385
2. 事業管理費			1,528,483	1,532,570
(1) 人件費		1,100,861		1,101,217
(2) 業務費		142,252		132,432
(3) 諸税負担金		70,833		72,959
(4) 施設費		196,644		203,987
(5) その他管理費用		17,892		21,972
事業利益			248,423	216,179
3. 事業外収益			84,313	95,239
(1) 受取雑利息		5,672		5,542
(2) 受取出資配当金		21,834		20,317
(3) 賃貸料		38,673		31,538
(4) 雑収入		18,132		37,841
4. 事業外費用			24,270	27,930
(1) 支払雑利息		618		662
(2) 寄付金		106		175
(3) 賃貸費用		18,581		21,757
(うち減価償却費)		(15,366)		(13,011)
(4) 雑損失		4,965		5,335
経常利益			308,466	283,488
5. 特別利益			278,215	34,979
(1) 固定資産処分益		20,979		43
(2) 一般補助金		166,453		13,315
(3) 貸倒引当金戻入益		60,148		698
(4) 受取損害賠償金				14,207
(5) 前期損益修正益		30,634		6,715
6. 特別損失			180,678	46,220
(1) 固定資産処分損		56,938		34,234
(2) 固定資産圧縮損		122,979		8,075
(3) その他の特別損失		759		3,911
税引前当期利益			406,003	272,247
法人税、住民税及び事業税			105,587	62,891
過年度法人税等戻入額			△ 5,120	△ 385
法人税等調整額			△ 48,730	8,521
法人税等合計			51,736	71,026
当期剰余金			354,266	201,221
前期繰越剰余金			76,788	47,380
当期末処分剰余金			431,054	248,601

3. 注記表 平成22年度

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ①満期保有目的の債権:償却原価法(定額法)
- ②子会社株式等:移動平均法による取得原価法
- ③その他有価証券
 - ア. 時価のあるもの:期末の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法のより算定)
 - イ. 時価のないもの:移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ①購買品(直売所を除く購買品) ……総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)
 - ②購買品(直売所) ……最終仕入原価法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)
 - ③その他棚卸資産については ……最終仕入原価法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)
- (会計方針の変更)
- 従来、購買品(直売所を除く購買品)については最終仕入原価法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)を採用していましたが、当期より総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)に変更しています。
- この変更は、当期より購買品(直売所を除く購買品)について、システム上の個別管理及び総平均法による在庫評価が可能となったことにより、より合理的な期間損益計算を実施するために行ったものです。
- この変更により、従来の方法によった場合と比較して、事業利益、経常利益及び税引前当期利益はそれぞれ 312 千円増加しています。

(3) 固定資産の減価償却の方法

- ・有形固定資産
定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(付属設備を除く)は定額法)を採用しています。
なお、耐用年数および残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。
- ・無形固定資産
定額法を採用しています。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び償却・引当基準に則り、次の通り計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(破綻先)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(実質破綻先)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(破綻懸念先)に係る債権のうち、債権の元本の回収に係るキャッシュフローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュフローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収見込額を控除した残額との差額を計上しています。

上記以外の債権については、貸倒実績率で算出した金額に基づき計上しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した査定監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づき上記の引当てを行っています。

(追加情報)

従来、正常先及び要注意先に対する債権につき、貸倒実績率で算出した金額と租税特別措置法第57条の10により算定した金額のいずれか多い金額を計上していましたが、当期より貸倒実績率で算定した金額に基づき計上する方法に変更しています。

この変更は、新たな資産査定システムの導入による手続きの精緻化がすすめられたことに伴い、実態に即した引当金を計算するために行ったものです。この結果、従来の方法(前期に適用した租税特別措置法第57条の10により算定した金額)によった場合と比較して、事業利益は1,171千円増加し、経常利益は1,421千円増加、税引前当期利益は39,993千円増加しています。

② 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期負担分を計上しています。

③ 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。なお、当組合は職員数300人未満の小規模企業等に該当するため、「退職給付会計に関する実務指針(中間報告)」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号平成11年9月14日)により簡便法を採用しています。

④ 睡眠貯金払戻損失引当金

利益計上した睡眠貯金について貯金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しています。

(5)収益及び費用の計上基準

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引(以下、「所有権移転外ファイナンス・リース取引」という。)のうち当組合が貸手側となっている取引については、リース料受取時に利用収益と利用費用を計上し、利息相当額の総額をリース期間にわたり定額で配分する方法によっています。

(6)リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引で、会計基準適用初年度開始前に取引を行ったものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

(7)消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

(8)決算書類に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しています。

金額千円未満の科目については「0」で、期中取引があるが期末に残高がない勘定科目は「-」で表示をしています。

(9)表示方法の変更

農業協同組合法施行規則(平成17年農林水産省令第27号)別紙様式が農業協同組合法施行規則等の一部を改正する省令(平成22年3月17日付農林水産省令第18号)により改正され、平成22年3月17日から施行されたことに伴い、貸借対照表における固定資産の表示について、「有形固定資産」を改正後の内訳表示にしています。

2. 貸借対照表に関する注記

(1)固定資産の圧縮記帳

圧縮記帳により固定資産の帳簿価額を直接減額した金額は、2,024,605 千円であり、その内訳は次の通りです。

建物 1,424,672 千円 構築物 6,600 千円 機械装置 555,238 千円 車両運搬具 2,834 千円 工具器具備品 35,261 千円

(2)リース契約により使用する重要な固定資産

貸借対照表に計上した固定資産のほか、業務用端末機23台、車両23台、ATM設備11台(平成21年2月28日以前契約締結のもの)については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しています。

(追加情報)

①リース取引開始日が平成21年2月28日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引(借手側)にかかる未経過リース料期末残高相当額

1年以内 4,427千円
1年超 1,949千円
合計 6,378千円

(注)なお、未経過リース料期末残高は、未経過リース料期末残高が有形固定資産及び無形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、利子込み法により算定しています。

②リース取引開始日が平成21年2月28日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引(貸手側)にかかる未経過リース料相当額

1年以内 1,175千円
1年超 0千円
合計 1,175千円

(注)なお、未経過リース料期末残高は、未経過リース料期末残高が営業債権等の期末残高等に占める割合が低いため、利子込み法により算定しています。

③オペレーティングリース取引にかかる未経過リース料

借手側 1年以内 8,558千円 1年超 27,315千円 合計 35,873千円

④リース投資資産の内訳

リース料債権部分 45,357 千円
受取利息相当額 △3,541 千円
合計 41,816 千円

(3)担保に供されている資産

(単位:千円)				
担保に供している資産			担保権によって担保されている債務	
種 類	期末帳簿価額	担保権の種類	内 容	期末残高
定期預金	1,050,000	質権	為替仕向限度額	—
定期預金	3,850,000	質権	—	—
定期預金	100	質権	水道料金取り扱	100

(4)子会社等に対する金銭債権・債務の総額

・子会社等に対する金銭債権の総額	0 千円
・子会社等に対する金銭債務の総額	52,541 千円

(5)役員に対する金銭債権・債務の総額

・理事および監事に対する金銭債権の総額	395,747 千円
・理事および監事に対する金銭債務の総額	0 千円

(6)リスク管理債権

貸出金のうち、破綻先債権額は 21,286千円、延滞債権額は 191,595千円です。

なお、破綻先債権とは元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年制令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。

また、延滞債権とは未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸出金以外の貸出金です。

貸出金のうち、3か月以上延滞債権はありません。

なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。貸出金のうち、貸出条件緩和債権はありません。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものです。

破綻先債権額、延滞債権額、3ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は212,882千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

3. 損益計算書に関する注記

子会社等との取引

①子会社等との取引による収益総額	6,965 千円
うち事業取引高	6,965 千円
②子会社等との取引による費用総額	9 千円

4. 金融商品に関する注記

(追加情報)

当期より「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号平成20年3月10日改正)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号平成20年3月10日)を適用しています。

(1)金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業・団体などへ貸付け、残った余裕金を群馬県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券による運用を行っています。

②金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金・経済事業未収金及び有価証券であり、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。また、有価証券は、主に国債や金融債であり、満期保有目的及びその他有価証券で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。借入金には県営同登中部土地改良事業に係る公庫資金として借り入れた(株)日本政策金融公庫からの借入金です。

③金融商品に係るリスク管理体制

ア. 信用リスクの管理

当組合は個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については本所に総務部を設置し各支所との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先の収支状況などにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「自己査定に基づく資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

イ. 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場リスクを的確にコントロールすることにより、収益及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買等を行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

ウ. 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、流動性リスクについては、運用・調達について定期的に資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2)金融商品の時価に関する事項

①金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めず③に記載しています。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	67,986,420	67,832,569	153,851
有価証券			
満期保有目的の債券	2,319,071	2,340,247	△21,176
其他有価証券	786,456	786,456	
貸出金(*1)	12,648,318		
貸倒引当金(*2)	△58,176		
貸倒引当金控除後	12,590,143	12,949,118	△358,975
資産計	83,682,090	83,908,390	△226,300
貯金	82,900,559	80,780,192	120,367
負債計	82,900,559	80,780,192	120,367

(*1) 貸出金には、貸借対照表上雑資産に計上している職員厚生貸付金51,607千円を含めています。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

②金融商品の時価の算定方法

【資産】

ア. 預金・・・満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

イ. 有価証券・・・債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっています。

ウ. 貸出金・・・貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。また、延滞の生じている債権、期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

ア. 貯金・・・要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(2) 金融商品の時価に関する事項

③時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額
外部出資	1,599,041

④金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
預金	67,986,420	0	0	0	0	0
有価証券						
満期保有目的の債券	1,199,991	559,079	180,000	180,000	200,000	0
その他有価証券のうち満期があるもの	156,231	199,252	222,080	195,373	12,467	1,051
貸出金(*1,2)	1,371,890	907,617	844,097	681,948	613,489	8,151,717
合計	70,714,532	1,665,948	1,246,177	1,057,321	825,956	8,152,768

(*1)貸出金のうち、当座貸越128,102千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付ローンについては「5年超」に含めています。

(*2)貸出金のうち、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等24,793千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

⑤借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
貯金(*1,2)	71,960,216	5,148,787	3,679,625	467,808	446,540	0
借入金	10,658	7,533	4,445	2,285	642	
合計	71,970,874	5,156,320	3,684,070	470,093	447,182	0

(*1)貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

(*2)貯金のうち、定期積金1,197,581千円については、含めていません。

5. 有価証券に関する注記

有価証券の時価及び評価差額

① 満期保有目的の債券で時価のあるもの

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:千円)

種類	貸借対照表計上額	時価	差額	
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	政府保証債	499,079	505,763	6,684
	金融債	1,719,991	1,733,904	13,913
	社債	100,000	100,580	580
	合計	2,319,070	2,340,247	21,177
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	政府保証債	-	-	-
	金融債	-	-	-
	社債	-	-	-
	合計	2,319,070	2,340,247	21,177

② その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:千円)

種類	償却原価	貸借対照表計上額	差額	
貸借対照表計上額が償却原価を超えるもの	国債	253,478	257,635	4,157
	金融債	520,000	528,821	8,821
	合計	773,478	786,456	12,978
貸借対照表計上額が償却原価を超えないもの	国債	-	-	-
	金融債	-	-	-
	合計	773,478	786,456	12,978

上記評価差額から繰延税金負債4,023千円を差し引いた額8,954千円を、「その他有価証券評価差額金」に計上しています。

6. 退職給付に関する注記

(1)退職給付に関する事項

①採用している退職給付制度

- ・ 職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度、特定退職金共済制度(平成17年6月導入)を採用しています。

②退職給付債務及びその内訳

退職給付債務	△ 1,276,942 千円
年金資産	23,168 千円
特定退職金共済制度	580,277 千円
未積立退職給付債務	△ 673,497 千円
退職給付引当金	△ 673,497 千円

③退職給付費用の内訳

勤務費用	68,807 千円
臨時に支払った割増退職金	17,586 千円
合計	86,393 千円

(2)特例業務負担金の将来見込額

分担金には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規程に基づき、旧農林共済組合(存続組合)がおこなう特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 12,889千円を含めて計上しています。なお、同組合より示された平成22年3月現在における平成44年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、187,252千円となっています。

7. 税効果会計に関する注記

1、繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳

繰延税金資産

①賞与引当金限度超過額	12,050 千円
②未払貯金利息否認	526 千円
③法定福利費否認	1,577 千円
④未払事業税	6,279 千円
⑤繰延消費税	145 千円
⑥退職給付費用否認 回収可能分	193,690 千円
⑦個別貸倒引当金否認	22 千円
⑧減価償却の償却超過分(減損分)	6,025 千円
⑨減価償却の償却超過分	906 千円
⑩無形固定資産償却費否認	1,695 千円
⑪繰延資産償却費否認	29 千円
⑫個別貸倒引当金限度超過額	17,712 千円
⑬未収利息不計上否認	1,324 千円
⑭睡眠貯金払戻損失引当金否認	422 千円
⑮その他	134 千円
繰延税金資産小計	242,544 千円
⑯評価性引当額	△ 146,754 千円
繰延税金資産合計(A)	95,790 千円

繰延税金負債

①その他有価証券評価差益	△4,023 千円
②全農合併に伴うみなし配当否認額	△6,632 千円
③棚卸資産評価差額	△97 千円
繰延税金負債合計(B)	△10,752 千円
繰延税金資産の純額(A)+(B)	85,038 千円

2、法定実効税率と法人税負担率との差異の主な原因

①法定実効税率	31.00 %
(調整)	
②交際費等永久に損金に算入されない項目	2.23 %
③受取配当金等永久に益金に算入されない	△ 0.78 %
④評価性引当額の増減	△ 19.14 %
⑤修正申告等による影響額	△ 1.26 %
⑥その他	0.69 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	12.74 %

8. 賃貸等不動産に関する注記

(追加情報)

当期より「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第20号平成20年11月28日)及び「賃貸不動産の時価等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第23号平成20年11月28日)を適用しています。

1、賃貸不動産の状況に関する事項

当組合では、太田市内において保有する土地、倉庫を賃貸の用に供しています。

2、賃貸不動産の時価に関する事項

単位:千円

貸借対照表計上額(*1)	13,173 円	時価(*2)	248,304 円
--------------	----------	--------	-----------

(*1)貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額です。

(*2)当期末の時価は、固定資産税評価額等に基づいて当組合で算定した金額です。

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ①満期保有目的の債権：償却原価法（定額法）
- ②子会社株式等：移動平均法による取得原価法
- ③その他有価証券
- ア．時価のあるもの：期末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
- イ．時価のないもの：移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ①購買品（直売所・葬祭センター・斎場を除く購買品）
- ・・・総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
- ②購買品（直売所・葬祭センター・斎場）
- ・・・最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
- ③その他棚卸資産
- ・・・最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(3) 固定資産の減価償却の方法

- ・有形固定資産
- 定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備を除く）は定額法）を採用しています。
- なお、耐用年数および残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。
- ・無形固定資産
- 定額法を採用しています。

(4) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金
- 貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び償却・引当基準に則り、次の通り計上しています。
- 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。
- また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権のうち、債権の元本の回収に係るキャッシュフローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュフローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収見込額を控除した残額との差額を計上しています。
- 上記以外の債権については、貸倒実績率で算出した金額に基づき計上しています。
- すべての債権は、資産査定要領に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した査定監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づき上記の引当てを行っています。
- ② 賞与引当金
- 職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期負担分を計上しています。
- ③ 退職給付引当金
- 職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。なお、当組合は職員数300人未満の小規模企業等に該当するため、「退職給付会計に関する実務指針（中間報告）」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号平成11年9月14日）により簡便法を採用しています。
- ④ 睡眠貯金払戻損失引当金
- 利益計上した睡眠貯金について貯金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しています。

(5) 収益及び費用の計上基準

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引（以下、「所有権移転外ファイナンス・リース取引」という。）のうち当組合が貸手側となっている取引については、リース料受取時に利用収益と利用費用を計上し、利息相当額の総額をリース期間にわたり定額で配分する方法によっています。

(6) リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引で、会計基準適用初年度開始前に取引を行ったものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

(7) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

(8) 決算書類に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しています。
金額千円未満の科目については「0」で、期中取引があるが期末に残高がない勘定科目は「-」で表示をしています。

(9) 会計方針の変更

当年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日）を適用しています。
なお、この変更により損益に与える影響はありません。

(10) 表示方法の変更

従来、直売所にかかる損益を購買事業収益及び購買事業費用で表示していましたが、当期より販売事業収益及び販売事業費用に計上する方法に変更しています。
この変更は、当該直売所における事業は組合員が生産する物資を販売することを目的に行っていることから、事業区分をより適正に表示するために行ったものです。
なお、この変更により損益に与える影響はありません。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 固定資産の圧縮記帳額

圧縮記帳により固定資産の帳簿価額を直接減額した金額は、2,024,746千円であり、その内訳は次の通りです。

建物	1,424,672千円	構築物	6,600千円	機械装置	555,379千円
車両運搬具	2,834千円	工具器具備品	35,261千円		

(2) リース契約により使用する重要な固定資産

貸借対照表に計上した固定資産のほか、共済業務用端末機23台、車両23台、ATM設備11台、洗車機1台（平成21年2月28日以前契約締結のもの）については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しています。

(追加情報)

① リース取引開始日が平成21年2月28日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引（借手側）にかかる未経過リース料期末残高相当額

1年以内	1,717千円
1年超	232千円
合計	1,949千円

(注) なお、未経過リース料期末残高は、未経過リース料期末残高が有形固定資産及び無形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、利子込み法により算定しています。

②オペレーティングリース取引にかかる未経過リース料
 借手側 1年以内 8,944 千円 1年超 19,971 千円 合計 28,915 千円

③リース投資資産の内訳
 リース料債権部分 48,071 千円
 受取利息相当額 △ 3,776 千円
 合計 44,294 千円

(3)担保に供されている資産

(単位：千円)

担保に供している資産		担保権によって担保されている債務		
種 類	期末帳簿価額	担保権の種類	内 容	期末残高
定期預金	1,550,000	質権	為替仕向限度額	—
定期預金	500	質権	水道料金取扱	500

(4)子会社等に対する金銭債権・債務の総額

・子会社等に対する金銭債権の総額	0 千円
・子会社等に対する金銭債務の総額	40,727 千円

(5)役員に対する金銭債権・債務の総額

・理事および監事に対する金銭債権の総額	166,516 千円
・理事および監事に対する金銭債務の総額	0 千円

(6)リスク管理債権

貸出金のうち、破綻先債権額は 14,744 千円、延滞債権額は185,641 千円です。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未收利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未收利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年制令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。

また、延滞債権とは、未收利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸出金以外の貸出金です。

貸出金のうち、3カ月以上延滞債権はありません。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。

貸出金のうち、貸出条件緩和債権はありません。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものです。

破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は200,385千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

3. 損益計算書に関する注記

子会社等との取引

子会社等との取引による収益総額	8,069 千円
うち事業取引高	8,069 千円
子会社等との取引による費用総額	6 千円

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業・団体などへ貸付け、残った余裕金を農林中央金庫等へ預けているほか、国債や地方債などの債券による運用を行っています。

②金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に国債や地方債であり、満期保有目的及びその他有価証券で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

借入金は、県営岡登中部土地改良事業に係る公庫資金として借り入れた（株）日本政策金融公庫からの借入金です。

③金融商品に係るリスク管理体制

ア. 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に総務部を設置し各支所との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先の収支状況などにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「自己査定に基づく資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

イ. 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場リスクを的確にコントロールすることにより、収益及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的で開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買等を行っています。

運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に際し参照しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当期末現在、指標となる金利が0.53%上昇したものと想定した場合には、経済価値が85,299千円減少するものと把握しています。当該変動幅は金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

ウ. 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、流動性リスクについては、運用・調達について定期的に資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

①金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めず③に記載しています。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預金	64,802,166	64,657,873	△ 144,293
有価証券			
満期保有目的の債券	1,119,648	1,131,327	11,679
その他有価証券	1,849,214	1,849,214	—
貸出金（*1）	13,524,704		
貸倒引当金（*2）	△ 58,377		
貸倒引当金控除後	13,466,327	13,977,844	511,518
資産計	81,237,355	81,616,258	378,903
貯金	83,613,442	83,499,936	△ 113,506
負債計	83,613,442	83,499,936	△ 113,506

(*1) 貸出金には、貸借対照表上雑資産に計上している職員厚生貸付金32,067千円を含めています。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

②金融商品の時価の算定方法

【資産】

ア. 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

イ. 有価証券

債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっています。

ウ. 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権、期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

ア. 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

③時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資	4,708,385

④金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	64,802,166	0	0	0	0	0
有価証券						
満期保有目的の債券	559,648	180,000	180,000	200,000	0	0
<small>その他有価証券のうち満期があるもの</small>	197,059	220,748	195,970	12,502	1,054	1,221,879
貸出金 (*1, 2)	1,158,046	901,704	775,275	685,490	658,500	7,983,359
合計	1,302,452	1,151,245	897,992	659,554	9,205,238	9,205,238

(* 1) 貸出金のうち、当座貸越122,319千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付ローンについては「5年超」に含めています。

(* 2) 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等89,961千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

⑤借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金 (*1)	71,530,320	5,039,635	4,651,694	455,536	1,935,823	432
借入金	7,532	4,445	2,284	642	0	0
合計	71,537,852	5,044,080	4,653,978	456,178	1,935,823	432

(* 1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。